

改正 平成 26 年 2 月 28 日 原規広発第 1402261 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会政策評価基本計画（原規広発第 130319002 号）の一部を以下のとおり改正する。

原子力規制委員会

原子力規制委員会政策評価基本計画の一部改正について

原子力規制委員会政策評価基本計画を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この計画は平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

原子力規制委員会政策評価基本計画の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改定案	現行
<p>(略)</p> <p><b>第 8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項</b> (略)</p> <p>原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁総務課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 10 政策評価の実施体制に関する事項</b></p> <p>原子力規制庁においては、<u>総務課</u>及び政策の所管課室等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担としては、以下のとおりとする。</p> <p>(a) <u>総務課</u>の役割</p> <p>基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策</p>	<p>(略)</p> <p><b>第 8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項</b> (略)</p> <p>原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁<u>政策評価・広聴広報課</u>において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 10 政策評価の実施体制に関する事項</b></p> <p>原子力規制庁においては、<u>政策評価・広聴広報課</u>及び政策の所管課室等が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。具体的な役割分担としては、以下のとおりとする。</p> <p>(a) <u>政策評価・広聴広報課</u>の役割</p> <p>基本計画の策定等基本的事項の企画及び立案、政策評価結果の案の取りまとめ、政策評価結果の施策</p>

等への反映状況の審査、外部からの意見等の受付等、  
原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

(略)

### 第11 その他

原子力規制庁総務課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。

等への反映状況の審査、外部からの意見等の受付等、  
原子力規制委員会の政策評価全体の総括を行う。

(略)

### 第11 その他

原子力規制庁政策評価・広聴広報課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。